



福岡医発第350号(地)

平成24年 5月 2日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 松 田 峻一良

(公 印 省 略)

医療法人の役員と営利法人の役職員の兼務について

平成23年4月8日に閣議決定された「規制・制度改革に係る方針」で「医療法人の再生支援・合併における諸規制の見直し」として、本年度中に医療法人と他の法人の役職員の兼務して問題ないと考えられる範囲の明確化を図ることとされ、今般、この趣旨を踏まえて、「医療機関の開設者の確認及び非営利性の確認について」（平成5年厚生省健康政策局総務・指導課長連名通知）等が改正されました。

主な改正内容は、「開設者である法人の役員については、原則として当該医療機関の開設・経営上利害関係にある営利法人等の役職員の兼務していないこと。」とされ、その上で、例外として取り扱うことができる場合が示されております。その場合であっても、医療機関の非営利性に影響を与えることがないものであることが前提になります。

なお、平成5年通知は、医療法人だけではなく、医療機関の開設者（法人又は個人）の全てを対象としており、開設者である個人及び当該医療機関の管理者に関する部分についても同様に改正されております。

また、「2以上の都道府県の区域において病院等を開設する医療法人の設立認可申請等について」の通知も改正されております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただくとともに、貴会会員への周知及び医療の非営利性の堅持につき、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

医業経営担当理事 廣瀬真恵
会長 蒲池 壽

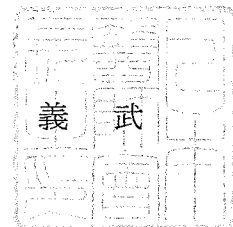
日医発第 68 号 (地 I 11)

平成 24 年 4 月 19 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

横 倉



医療法人の役員と営利法人の役職員の兼務について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

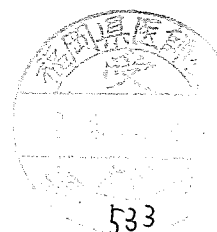
さて今般、厚生労働省医政局総務課長及び同指導課長連名により各都道府県衛生主管部（局）長等宛に、標記の通知「医療法人の役員と営利法人の役職員の兼務について」が発出されるとともに、本会に対しても了知方依頼がありました。

本件は、「規制・制度改革に係る方針」（平成 23 年 4 月 8 日閣議決定）の趣旨を踏まえて、「医療機関の開設者の確認及び非営利性の確認について」（平成 5 年厚生省健康政策局総務・指導課長連名通知）等を改正するものであります。

「開設者である法人の役員については、原則として当該医療機関の開設・経営上利害関係にある営利法人等の役職員を兼務していないこと。」とされ、その上で、例外として取り扱うことができる場合が示されております。その場合であっても、医療機関の非営利性に影響を与えることがないものであることが前提になります。なお、開設者である個人及び当該医療機関の管理者に関する部分についても同様に改正されております。（平成 5 年通知は、医療法人だけではなく、医療機関の開設者（法人又は個人）の全てを対象としております）

また、「2 以上の都道府県の区域において病院等を開設する医療法人の設立認可申請等について」の通知が改正されております。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに、貴会管下医療機関への周知方、及び医療の非営利原則の堅持につき、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

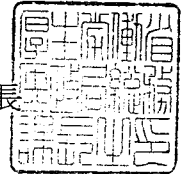




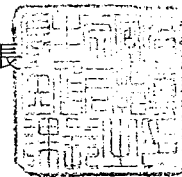
医政総発0330第6号
医政指発0330第6号
平成24年3月30日

社団法人日本医師会長 殿

厚生労働省医政局総務課長



厚生労働省医政局指導課長



医療法人の役員と営利法人の役職員の兼務について

標記について、別添のとおり各都道府県知事及び各地方厚生（支）局長宛てに通知を发出いたしましたので、御了知願います。



医政総発0330第4号

医政指発0330第4号

平成24年3月30日

各都道府県衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医政局総務課長

厚生労働省医政局指導課長

医療法人の役員と営利法人の役職員の兼務について

平成23年4月8日に閣議決定された「規制・制度改革に係る方針」で「医療法人の再生支援・合併における諸規制の見直し」として、本年度中に医療法人と他の法人の役職員の兼務して問題ないと考えられる範囲の明確化を図ることとされたところであり、今般、この趣旨を踏まえて既往の通知を改正し、本日から適用することとしたので、御了知の上、さらに適正な運用に努められたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

既往通知の改正内容

- 1 「医療機関の開設者の確認及び非営利性の確認について」（平成5年総第5号・指第9号厚生省健康政策局総務・指導課長連名通知）の一部を別添1の新旧対照表のとおり改正する。
- 2 「2以上の都道府県の区域において病院等を開設する医療法人の設立認可申請等について」（平成19年医政指発第0330005号厚生労働省医政局指導課長通知）の添付書類様式例の一部を別添2の新旧対照表のとおり改正する。

医政総発 0330 第 5 号

医政指発 0330 第 5 号

平成 24 年 3 月 30 日

各 地 方 厚 生 （ 支 ） 局 長 殿

厚生労働省医政局総務課長
(公 印 省 略)

厚生労働省医政局指導課長
(公 印 省 略)

医療法人の役員と営利法人の役職員の兼務について

平成 23 年 4 月 8 日に閣議決定された「規制・制度改革に係る方針」で「医療法人の再生支援・合併における諸規制の見直し」として、本年度中に医療法人と他の法人の役職員を兼務して問題ないと考えられる範囲の明確化を図ることとされたところであり、今般、この趣旨を踏まえて既往の通知を改正し、本日から適用することとしたので、御了知の上、さらに適正な運用に努められたい。

記

既往通知の改正内容

- 1 「医療機関の開設者の確認及び非営利性の確認について」（平成 5 年総第 5 号・指第 9 号厚生省健康政策局総務・指導課長連名通知）の一部を別添 1 の新旧対照表のとおり改正する。
- 2 「2 以上の都道府県の区域において病院等を開設する医療法人の設立認可申請等について」（平成 19 年医政指発第 0330005 号厚生労働省医政局指導課長通知）の添付書類様式例の一部を別添 2 の新旧対照表のとおり改正する。

○医療機関の開設者の確認及び非営利性の確認について（平成5年総第5号・指第9号）

新	旧
本文 （略） 第1 開設許可の審査に当たっての確認事項 （略） 1 医療機関の開設者に関する確認事項 (1) （略） (2) 開設・経営の責任主体とは次の内容を包括的に具備するものであること。 ①～② （略） ③ 開設者である個人及び当該医療機関の管理者については、<u>原則として当該医療機関の開設・経営上利害関係にある営利法人等の役職員を兼務していないこと。</u> <u>ただし、次の場合であって、かつ医療機関の非営利性に影響を与えることがないものであるときは、例外として取り扱うことができることとする。また、営利法人等との取引額が少額である場合も同様とする。</u> ・ <u>営利法人等から医療機関が必要とする土地又は建物を賃借する商取引がある場合であって、営利法人等の規模が小さいことにより役職員を第三者に変更することが直ちには困難であること、契約の内容が妥当であると認められることのいずれも満たす場合</u> ④ 開設者である法人の役員については、<u>原則として当該医療機関の開設・経営上利害関係にある営利法人等の役職員を兼務していないこと。</u>	本文 （略） 第1 開設許可の審査に当たっての確認事項 （略） 1 医療機関の開設者に関する確認事項 (1) （略） (2) 開設・経営の責任主体とは次の内容を包括的に具備するものであること。 ①～② （略） ③ 開設者である個人及び当該医療機関の管理者については、<u>当該医療機関の開設・経営上利害関係にある営利法人等の役職員と兼務している場合は、医療機関の開設・経営に影響を与えることがないものであること。</u> ④ 開設者である法人の役員が、<u>当該医療機関の開設・経営上利害関係にある営利法人等の役職員と兼務している場合は、医療機関の開設・経営に影響を与えることがないものであること。</u>

ただし、次の場合（開設者である法人の役員（監事を除く。）の過半数を超える場合を除く。）であって、かつ医療機関の非営利性に影響を与えることがないものであるときは、例外として取り扱うことができることとする。また、営利法人等との取引額が少額である場合も同様とする。

ア 営利法人等から物品の購入若しくは賃貸又は役務の提供の商取引がある場合であって、開設者である法人の代表者でないこと、営利法人等の規模が小さいことにより役職員を第三者に変更することが直ちには困難であること、契約の内容が妥当であると認められることのいずれも満たす場合

イ 営利法人等から法人が必要とする土地又は建物を賃借する商取引がある場合であって、営利法人等の規模が小さいことにより役職員を第三者に変更することが直ちには困難であること、契約の内容が妥当であると認められることのいずれも満たす場合

ウ 株式会社企業再生支援機構法又は株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法に基づき支援を受ける場合であって、両機構等から事業の再生に関する専門家の派遣を受ける場合（ただし、開設者である法人の代表者とならないこと。）

⑤～⑥ （略）

(3) 開設・経営に関する資金計画については、次の内容を審査すること。

なお、資金計画は、医療法施行規則第1条の14第1項第5号の「維持の方法」を確認するものであり、「開設後2年間の収支見込」等の資料とする。

また、医師が病院を開設する場合においても同資料の提出を求めることが望ましい。

⑤～⑥ （略）

(3) 開設・経営に関する資金計画については、次の内容を審査すること。

なお、資金計画は、医療法施行規則第1条第1項第5号の「維持の方法」を確認するものであり、「開設後2年間の収支見込」等の資料とする。

また、医師が病院を開設する場合においても同資料の提出を求めることが望ましい。

なお、開設者が医療法人の場合にあつては、同規則第31条第7号をもって代替することができるものであること。 ①～⑤ (略) (4)～(5) (略) 2 (略) 第二 (略)	なお、開設者が医療法人の場合にあつては、同規則第31条第7号をもって代替することができるものであること。 ①～⑤ (略) (4)～(5) (略) 2 (略) 第二 (略)
--	--

○ 2 以上の都道府県の区域において病院等を開設する医療法人の設立認可申請等について（平成 1 9 年医政指発第 0 3 3 0 0 0 5 号）

新	旧
様式 7 本文（略） [添付書類] 1. 新たに就任した役員の就任承諾書 2. 新たに就任した役員の履歴書 3. 新たに就任した役員が開設・経営上利害関係にある営利法人等の役職員を兼務する場合は、当該営利法人との取引内容が確認できる書類（契約書等） 様式 8 ～ 様式 2 2 （略） 様式例 1 ～ 様式例 1 0 - 3 （略） 様式例 1 1 職 歴 <u>（注）できるだけ詳細に記入し、開設・経営上利害関係にある営利法人等の役職員を兼務する場合は、その法人名及び役職についても記入すること。</u> 賞 罰（ない場合はなしと記入すること）	様式 7 本文（略） [添付書類] 1. 新たに就任した役員の就任承諾書 2. 新たに就任した役員の履歴書 様式 8 ～ 様式 2 2 （略） 様式例 1 ～ 様式例 1 0 - 3 （略） 様式例 1 1 職 歴 <u>（できるだけ詳細に）</u> 賞 罰（ない場合はなしと記入すること）

【改正後全文】

平成5年2月3日

総 第 5 号

指 第 9 号

最終改正 医政総発0330第4号

医政指発0330第4号

平成24年3月30日

各都道府県衛生主管部(局)長 殿

厚生省健康政策局総務課長

厚生省健康政策局指導課長

医療機関の開設者の確認及び非営利性の確認について

医療法第7条及び第8条の規定に基づく医療機関の開設手続きについては、特に、開設者が実質的に医療機関の運営の責任主体たり得ること及び営利を目的とするものでないことを十分確認する必要がある、これまでも昭和62年6月26日総第26号指第20号健康政策局総務課長・指導課長連名通知(以下「昭和62年通知」という。)により、ご配意いただいているところであるが、今般、医療法に基づく病院の開設・経営に当たって、開設者が実質的に病院の開設・経営の責任主体でなくなっていたにもかかわらず病院の廃止届を提出せず、当該病院が開設者以外の者により開設・経営されていたという事例が明らかになった。

これは医療法の根幹に関わることであり、これらの事態は、開設許可時においても十分な審査と適切な指導を行うことにより、未然に防止できる事例も少なくないと考えられるので、今後かかることのないよう、開設許可時の審査に当たって、開設申請者が実質的に開設・経営等の責任主体たり得ないおそれがある場合及び非営利性につき疑義が生じた場合の確認事項、または、開設後に開設・経営等につき同様の疑義が生じ、特別な検査を必要とする場合の検査内容を、左記のとおり定めたので、開設許可の審査及び開設後の医療機関に対する検査にあたり十分留意の上厳正に対処されたい。

なお、昭和62年通知は廃止する。

第一 開設許可の審査に当たっての確認事項

医療機関の開設許可の審査に際し、開設申請者が実質的に医療機関の開設・経営の責任主体たり得るか及び営利を目的とするものでないか否かを審査するに当たっては、開設主体、設立目的、運営方針、資金計画等を総合的に勘案するとともに、以下の事項を十分に確認した上で判断すること。

なお、審査に当たっては、開設申請者からの説明聴取だけでなく、事実が判断できる資料の収集に努めること。

1 医療機関の開設者に関する確認事項

(1) 医療法第7条に定める開設者とは、医療機関の開設・経営の責任主体であり、原則として営利を目的としない法人又は医師(歯科医業にあつては歯科医師。以下同じ。)である個人であること。

(2) 開設・経営の責任主体とは次の内容を包括的に具備するものであること。

① 開設者が、当該医療機関を開設・経営する意思を有していること。

② 開設者が、他の第三者を雇用主とする雇用関係(雇用契約の有無に関わらず実質的に同様な状態にあることが明らかなものを含む。)にないこと。

③ 開設者である個人及び当該医療機関の管理者については、原則として当該医療機関の開設・経営上利害関係にある営利法人等の役職員を兼務していないこと。

ただし、次の場合であつて、かつ医療機関の非営利性に影響を与えることがないものであるときは、例外として取り扱うことができることとする。また、営利法人等との取引額が少額である場合も同様とする。

・ 営利法人等から医療機関が必要とする土地又は建物を賃借する商取引がある場合であつて、営利法人等の規模が小さいことにより役職員を第三者に変更することが直ちには困難であること、契約の内容が妥当であると認められることのいずれも満たす場合

④ 開設者である法人の役員については、原則として当該医療機関の開設・経営上利害関係にある営利法人等の役職員を兼務していないこと。

ただし、次の場合(開設者である法人の役員(監事を除く。))の過半数を超える場合を除く。)であつて、かつ医療機関の非営利性に影響を与えることがないものであるときは、例外として取り扱うことができることとする。また、営利法人等との取引額が少額である場合も同様とする。

ア 営利法人等から物品の購入若しくは賃貸又は役務の提供の商取引がある場合であつて、開設者である法人の代表者でないこと、営利法人等の規模が小さいことにより役職員を第三者に変更することが直ちには困難であること、契約の内容が妥当であると認められることのいずれも満たす場合

イ 営利法人等から法人が必要とする土地又は建物を賃借する商取引がある場合であつて、営利法人等の規模が小さいことにより役職員を第三者に変更するこ

とが直ちには困難であること、契約の内容が妥当であると認められることのいずれも満たす場合

ウ 株式会社企業再生支援機構法又は株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法に基づき支援を受ける場合であって、両機構等から事業の再生に関する専門家の派遣を受ける場合（ただし、開設者である法人の代表者とならないこと。）

- ⑤ 開設者が、当該医療機関の人事権（職員の任免権）及び職員の基本的な労働条件の決定権などの権限を掌握していること。

ただし、当該医療機関の幹部職員に定款、内部規程等の規定により権限を委任している場合はこの限りではない。

- ⑥ 開設者が、当該医療機関の収益・資産・資本の帰属主体及び損失・負債の責任主体であること。

なお、医療機関が必要とする土地、建物又は設備を他の第三者から借りる場合においては、

ア 当該土地及び建物については、賃貸借登記をすることが望ましい（病院に限る。また、設備は除く。以下同じ。）。

イ 貸借契約書は適正になされ、借料の額、契約期間等の契約内容（建物が未完成等の理由で契約未締結の場合は、契約予定の内容）が適正であること。

ウ 借料が医療機関の収入の一定割合とするものでないこと。

- (3) 開設・経営に関する資金計画については、次の内容を審査すること。

なお、資金計画は、医療法施行規則第1条の14第1項第5号の「維持の方法」を確認するものであり、「開設後2年間の収支見込」等の資料とする。

また、医師が病院を開設する場合においても同資料の提出を求めることが望ましい。

なお、開設者が医療法人の場合にあつては、同規則第31条第7号をもって代替することができるものであること。

- ① 収入見込の根拠となる患者数等の見込は過大でないこと。

- ② 支出見込の根拠となる人件費等の見積りは適正であること。

- ③ 必要な自己資本が確保されていることを金融機関等の残高証明で確認できること。

- ④ 借入金がある場合は、その借入が確実なものであることを金融機関等の融資証明等によって確認できること。

- ⑤ 第三者から資金の提供がある場合は、医療機関の開設・経営に関与するおそれがないこと。

- (4) 開設申請者が名義上の開設者で第三者が医療機関の開設・経営を実質的に左右するおそれがあるとの指摘、情報等がある場合には、その指摘等の内容も含め申請書類のみならず実態面の各種事情を十分精査の上判断すること。

- (5) 医療法第10条に規定する管理者とは、開設者の任命を受けて医療機関の管理・運営について責任を持つ者で医師に限定されていること。

また、病院の管理者は常勤であること。

2 非営利性に関する確認事項等

- (1) 医療機関の開設主体が営利を目的とする法人でないこと。

ただし、専ら当該法人の職員の福利厚生を目的とする場合はこの限りでないこと。

- (2) 医療機関の運営上生じる剰余金を役職員や第三者に配分しないこと。

- (3) 医療法人の場合は、法令により認められているものを除き、収益事業を営営していないこと。

- (4) 営利法人が福利厚生を目的とする病院の開設許可を行う場合及び医師でない個人に対し病院の開設許可を行う場合は、事前に当職まで協議すること。

第二 特別な検査を必要とする場合の検査内容

- 1 開設者が実質的に医療機関の開設・経営の責任主体たり得ること及び営利を目的とするものでないことにつき疑義が呈された病院で貴職が必要と認めた場合については、立入検査の際、前記第一に記載された事項(貴職が検査を不要と判断した事項を除く。)について検査すること。

なお、この検査権限は開設主体に係るものであることに留意するとともに、立入検査を実施する場合は、事前に当職まで対象病院について報告すること。

- 2 医療法人が病院の開設者であることにつき疑義が呈され、貴職が必要と認めた場合は、その疑義の内容を特定し、遅滞なく医療法第63条に基づく立入検査を実施すべきものであることを付記する。

【 改 正 文 】

医政指発第0330005号

平成19年3月30日

最終改正 医政総発0330第4号

医政指発0330第4号

平成24年3月30日

各都道府県医政主管部（局）長
各地方厚生局健康福祉部長 } 殿

厚生労働省医政局指導課長

2以上の都道府県の区域において病院等を開設する
医療法人の設立認可申請等について

平成19年3月30日付けで公布された医療法施行規則の一部を改正する省令（平成19年厚生労働省令第39号）の施行に伴い、標記にかかる医療法人の設立認可申請手続等の様式を別添のとおり改めたので通知する。

ついては、貴管下に主たる事務所を有する厚生労働大臣所管の医療法人等への周知指導につき特段の御配慮をお願いしたい。

なお、「2以上の都道府県の区域において医療施設を開設する医療法人の設立認可申請等について（平成8年3月29日付指第22号厚生省健康政策局指導課長通知）」は廃止する。

1. 医療法人関係手続一覧（申請及び届出） （略）
2. 手続方法 （略）
3. 医療法人関係申請書・届出書様式一覧 様式1～様式6 （略）

様式 7

平成 年 月 日

〇〇 厚生局長 殿

主たる事務所の所在地
医療法人 会
理事長

印

役 員 変 更 届

平成 年度において、下記のとおり役員の変更があったので、医療法施行令第5条の13の規定により届出します。

記

改選年月日	役 職 名	就任者名	辞任者名	変更理由	備 考

(注) 医療機関の管理者については、備考欄に○を付し、医療機関名を記入すること。

[添付書類]

1. 新たに就任した役員の就任承諾書
2. 新たに就任した役員の履歴書
3. 新たに就任した役員が開設・経営上利害関係にある営利法人等の役職員を兼務する場合は、当該営利法人との取引内容が確認できる書類（契約書等）

様式 8 ～ 様式 22 （略）

4. 医療法人関係申請書等添付書類様式例
様式例 1 ～ 様式例 10 - 3 （略）

履 歴 書

現 住 所

氏 名（ふりがな）

生年月日

学 歴（概ね高校以上）

（注）医師（歯科医師）については、医師（歯科医師）免許番号、登録年月日を記載
すること。

職 歴

（注）できるだけ詳細に記入し、開設・経営上利害関係にある営利法人等の役職員を
兼務する場合は、その法人名及び役職についても記入すること。

賞 罰（ない場合はなしと記入すること）

以上のとおり相違なく、医療法人の役員としての欠格事項には該当しません。

平成 年 月 日

氏 名

印

（添付書類）

1. 印鑑登録証明書
2. 理事長就任予定者については、医師（歯科医師）免許の写し
3. 開設・経営上利害関係にある営利法人等の役職員を兼務する場合は、兼務する
営利法人等の規模が確認できる書類（役員名簿等）

(用 途)

1. 設立認可申請の際の設立者及び役員就任予定者の履歴書
2. 法第46条の3第1項ただし書の規定による認可申請の際の理事長就任予定者の履歴書
3. 役員変更届の際の新たに就任した役員の履歴書
4. 清算人の就任登記届の際の就任した清算人の履歴書
5. 合併認可申請の際の役員就任予定者の履歴書
6. 仮理事選任申請の際の仮理事の履歴書
7. 特別代理人選任申請の際の特別代理人の履歴書

様式例12～様式例18 (略)

5. 副申書等様式例一覧 (略)